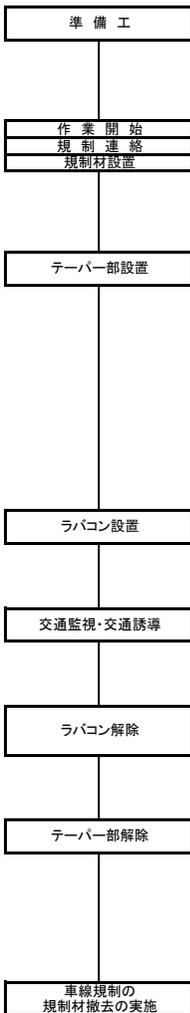


4) 固定標識による車線規制

③下り恵那山トンネル明かり間作業手順(2-1)

制定・改訂日 2025.3.27



内 容	留 意 事 項
<ul style="list-style-type: none"> <li>作業箇所の確認及び規制予定提出(規制位置の線形確認便乗規制の確認等)</li> <li>作業打合せ(KV活動)</li> <li>作業人員・車両・保護員・発炎筒等の資材の確認(規制責任者の選任・腕章着用)</li> <li>保護員の確認</li> <li>使用機械・器具の点検</li> <li>積み荷の確認・規制箇所との規制材数量確認</li> <li>業務用プレート確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全打合せ書による・規制予定等</li> <li>安全打合せ書による</li> <li>作業分担・配置の確認</li> <li>安全打合せ書による</li> <li>運行前点検・持ち込み点検等による(回転灯・工事用車両の表示)</li> <li>運行前点検表による</li> <li>積み荷確認書による</li> </ul> <p style="text-align: center;">・車両の点検結果報告</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>一宮管制室へ規制開始の報告。</li> <li>規制車両及び作業員は下り265. 28KP(非駐)規制箇所まで回送する。</li> <li>自動規制装置操作盤(KP265.3)の操作装置により規制材の設置を行う。(追越・走行固定規制図)</li> <li>規制材の設置完了したら、標識車・機材車両に266. 15(非駐)に移動し、テーバー設置準備を行う。</li> <li>本線移動時の作業員、保安員は助手席やライントランに乗車する。(荷台の乗車禁止)</li> <li>非常駐車帯への移動時は標識頭をロープ等で固定する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規制予定整理番号確認・会社(発注者)中日本への規制連絡</li> <li>車両移動時の合図の確認</li> <li>標識車の表示が【規制設置中+作業員に注意】とする。(手動可搬標識は 作業中)</li> <li>標識の表示確認</li> <li>輪止めの設置(運転手へ降車の必要がない場合は除く)</li> <li>駐車時、先頭車両のハンドル切りは行わず、後部車両(標識車)のみハンドル切りを行う。</li> <li>路肩を徒歩にて移動する場合は、保安員を配置し、黄旗等で注意喚起する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>テーバー手前300m~100m(線形に応じて適宜安全と思える場所)で発炎筒を数本使用し仮テーバーを設置する。 【保安員1、作業員1】(3本以上で車線の半分程度まで絞る)</li> <li>仮テーバーの発炎筒は保安員の監視の下で、作業員が設置する。</li> <li>追越規制の場合 仮テーバーが設置できたら非駐で待機している車両を2台同時に誘導し、仮テーバー内に入らせる。 (誘導は路肩・中分の見通しの良い方の作業員が行う)</li> <li>テーバー開始KP上流に矢印板を2枚設置する。(20mピッチ)</li> <li>300m区間20m間隔で設置し、はじめの4枚は、路肩に設置し、残り12枚で車線を片側にする</li> <li>テーバー設置時は、監視員を1名を配置し一般通行車両の監視を行う。</li> <li>回転灯を15枚目~コードリール30m太部~コードリール30m標識車を配置する</li> <li>ピカポンを7枚~8枚目及び11枚目~12枚目に設置する。</li> <li>ピカドラ2基及びピカドラ設置中看板を設置する。</li> <li>標識車配置後、字幕表示を工事中のパターンに変更する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>線形に応じて保安員の増員及び発炎筒を複数設置し注意喚起する。</li> <li>発炎筒仮テーバー設置後、矢印板仮テーバーを設置する。設置時は、保安員2名配置し1名は一般車に注意喚起し1名は一般通行車両に注意喚起しながら、作業員に危険を知らせられる場所に居る。</li> <li>保安員は一般通行車両に正対し監視を行い、危険なときは作業員に知らせる。</li> <li>転がり防止付き発煙筒を使用する。また、転がり防止が発煙筒に取り付けてあるか確認を行う。</li> <li>発炎筒での火傷・火災注意。</li> <li>発炎筒の消火は消火ホックを使用する。</li> <li>保安員は発炎筒の鎮火確認を行い火災予防する。</li> <li>追越規制の場合仮テーバー設置後、矢印板を安全の為、設置する余裕がある場合は事前設置する。</li> <li>設置側への進入制限の方法及び徹底。</li> <li>横断時の車両の確認。</li> <li>2名での横断作業。</li> <li>矢印板は、専用ウェイト及び土囊を取付け、転倒防止する。 (ロープで防護柵支柱等に固定可能な矢印板は、土囊は設置しなくても良い)</li> <li>回転灯・安全本部の転倒防止処置及び標識車のハンドル切り止め確認。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>ラバコンを20m間隔に設置する。(トンネル内は赤白ラバコンで50m間隔に設置する。)</li> <li>テーバー部より20m程度の位置にフーセンコーン等、工事内容看板設置</li> <li>トンネル出入口200m程度の間のラバコンにはひかりっこを設置する。</li> <li>規制解除位置にありがどう標識・解除標識の順に設置する</li> <li>規制区間は、駐車帯ごとを超高輝度矢印板を設置し、トンネル内を除く可変式速度規制標識は、目隠しをする(トンネルの場合は管制で50に変更する)</li> <li>V字型のラバコンは通行帯側が山側となるよう設置する事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>看板等の転倒防止処置</li> <li>ひかりっこ 点灯確認</li> <li>横断方向のラバコン設置位置及びラバコンの向きを一定方向に設置</li> <li>解除標識の真横方向でラバコン設置を終了する事</li> <li>車両の駐車時の止め止・ハンドル引き確認</li> <li>矢印板は、専用ウェイト及び土囊を取付け、転倒防止する。</li> </ul> <p style="text-align: center;">・荷台の整理整頓</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>交通監視員は、テーバー部より10m後方でテーバー監視し、異常があれば是正する</li> <li>交通誘導がある場合は、工事用車両出入口と、グリーンキャップを設置し</li> <li>交通保安要員2名で誘導を行う。</li> <li>とまぞー設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全棒の使用</li> <li>車両出し入れは、一般車両の確認を十分する</li> <li>工事用車両との合図の打合せ</li> <li>後退誘導等は、運転手より見える位置で行う</li> <li>監視位置は路肩側で実施 警戒員2名配置</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>解除標識・ありがどう標識を倒し、規制材車に積む</li> <li>規制材車を後退しながらラバコンを積みこむがトンネル内は、フロント部に標識を設置する。</li> <li>前進解除のため車両を広い場所で進行方向を反転させ規制内に入る</li> <li>トンネルの場合は、電光標識を車両の前面に配置し、逆走行で撤収する</li> <li>同時に中間矢印板を撤収する</li> <li>可変標識目隠しカバーを撤収する。</li> <li>フーセンコーン・工事内容表示看板片付け</li> <li>機材車を後退させながら矢印板を標識車の手前まで撤収する</li> <li>機材車を最寄りの非常駐車帯に駐車する</li> <li>交通監視員はテーバー解除作業前に監視箇所よりテーバー先端に移動し、発炎筒・旗等により一般車に注意喚起する</li> <li>交通監視員はテーバー手前100mに移動して発炎筒を使用し仮テーバーをつくり</li> <li>発炎筒・旗等により一般車に注意喚起する(3本以上で車線の半分程度まで絞る)</li> <li>標識車を後退させながら、矢印板等を撤収する</li> <li>トンネル規制関係は、2車線確保できたら一宮管制室に連絡する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>車両前進・停止合図</li> <li>看板等の転倒防止処置</li> <li>ひかりっこ 点灯確認</li> <li>横断方向のラバコン設置位置及びラバコンの向きを一定方向に設置</li> <li>解除標識の真横方向でラバコン設置を終了する事</li> <li>車両の駐車時の止め止・ハンドル引き確認</li> <li>矢印板は、専用ウェイト及び土囊を取付け、転倒防止する。</li> <li>安全棒の使用</li> <li>車両出し入れは、一般車両の確認を十分する</li> <li>工事用車両との合図の打合せ</li> <li>後退誘導等は、運転手より見える位置で行う</li> <li>監視位置は路肩側で実施 警戒員2名配置</li> <li>車両前進・停止合図</li> <li>撤収安全速度厳守</li> <li>規制内までの車両後退時は、誘導員は荷台から降車し後退誘導を行う。その際、車両は路肩側を後退する。</li> <li>前進解除時に最下流のラバコーンは手で積み込む。</li> <li>後退誘導等は、運転手より見える位置で行う</li> <li>解除中断再開時は規制材の撤収後が無い様、作業員全員で周囲の確認をする。</li> <li>後退誘導実施</li> <li>転がり防止付き発煙筒を使用する。また、転がり防止が発煙筒に取り付けてあるか確認を行う。</li> <li>発炎筒での火傷・火災注意。</li> <li>発炎筒の消火は消火ホックを使用する。</li> <li>交通監視員は発炎筒の鎮火確認を行い火災予防する。</li> <li>線形が悪ければ保安員増員及び発炎筒の複数使用</li> <li>燃え残りの発炎筒の片付け(現場に存置せず持ち帰る)</li> <li>仮テーバー設置後矢印板を撤去する。保安員2名配置し1名は一般車に注意喚起し1名は一般車に注意喚起しながら、作業員に危険を知らせられる場所にいること。</li> <li>追越車線より標識車・機材車の進路変更時の合図及び一般車両の確認。</li> <li>トンネル用情報板及び信号機の確認</li> <li>輪止めの設置(運転手へ降車の必要がない場合は除く)</li> <li>駐車時、先頭車両のハンドル切りは行わず、後部車両(標識車)のみハンドル切りを行う。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>テーバー撤去完了後、圓筒・坂山山BC反転により下り線に移動し、下265.3非常駐車帯に移動する。</li> <li>現場にある移動規制装置操作により、標識を反転し収納する。</li> <li>収納後 回送しながら、標識の格納確認を行う。</li> <li>※故障を発見した場合、メンテ担当者へ連絡。施設へ修理依頼</li> <li>本線移動時の作業員、保安員は助手席やライントランに乗車する。(荷台の乗車禁止)</li> <li>格納確認後、規制解除連絡を一宮管制室に非常電話より連絡する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規制材を2人で積込む場合は声を掛合い意思疎通を図る</li> <li>積み荷の確認</li> <li>規制予定整理番号確認・会社(発注者)中日本への規制連絡</li> </ul>



※注意事項

- 工事箇所手前にはとまぞーを設置し(60m手前)、現場が常に移動するよう場合は盾車両を代用して配置する。
- 規制延長が長い場合には、規制設置・撤去時に適宜作業員の交代を行うこと。
- 車両移動時の急進禁止
- 本線横断時の確認不足禁止
- 発炎筒の確実使用
- 一般通行車両との車間距離の確認
- 規制設置・撤去時 標識支柱を点検し、劣化したものは直ちに交換する
- 一人作業の禁止
- 発炎筒をLED発炎筒への読み換えを可能とする。

<監視員の役割>

- 監視員は回収車の荷台の上、運転手後方確認の妨げにならない箇所、一般車に正対し黄旗にて注意喚起を行うとともに、作業員の安全監視を行う。
- 監視員は一般車の不安全運転、障害物や作業員の突発的事象を確認した場合は、速やかに「しらすんだ」で運転手・作業員に警告する。
- 連絡手段は「しらすんだ」に限らず、他の通信機器(イカムトランシーバー・警告等)でも可。

作業員(保護員)	員数	資機材
規制責任者	1名	
作業員	2名	トラック(機材車)・標識車
交通監視員	2名	発炎筒・黄旗

安全器具・保護員確認	
ヘルメット	安全靴
反射(自発光)チョッキ	発炎筒
反射スリッパ	黄旗(カラマンデー)・警告棒
手袋	警笛